

平成20年度第1回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 平成20年5月23日（金）10:00～11:30
- ・ 場 所 横須賀市役所市議会第2委員会室（10階）
- ・ 出席委員 今村委員長、篠原委員、小泉委員、田中委員、浜田委員、三縄委員
- ・ 事務局 松谷部長、菱沼課長、室井上席主査、斉藤
- ・ 実施機関 財政部納税課滞納対策担当 浦島担当課長、岸主任
- ・ 傍聴者 な し

1 開 会

2 議 事

個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく、保有個人情報の目的外利用について諮問を行った。

諮問事項 滞納対策事業における個人情報の目的外利用について

（財政部納税課滞納対策担当）

3 審議内容

（説明要旨）

市において増加する各種滞納（未納）債権について、市民全体の公平な負担の観点から滞納額の減少に取り組むため、平成20年度より新たに滞納対策担当を財政部納税課に設置し、全庁をあげて債権管理を徹底し、滞納債権の回収に取り組むこととした。

そのため、各所管課で保有している個別の滞納者情報を収集し内容を精査したうえ、各所管課が適切に滞納債権を回収できるよう滞納対策担当が指導・助言にあたる。

また、収集した滞納者情報を名寄せし、同一人物が複数の債権を滞納している場合には、個別の所管課ごとではなく市として一体的に交渉し、必要な場合には法的措置を行う。

そこで、滞納対策担当が各所管課から滞納者情報を収集し、これを利用することは、本人外収集及び目的外利用にあたり、さらに、関係所管課にこれまで把握されていなかった他の所管課の滞納者情報を提供し、これを利用して債権回収にあたることは、当該所管課において本人外収集及び目的外利用が発生することとなる。

よって、個人情報保護条例第9条第1項に規定される目的外利用について、本審議会に意見を求めるものである。なお、本人外収集については、同条例第8条第1項第5号により諮問を要しないものである。

なお、目的外利用に関する本人通知については、滞納対策担当で扱う案件になった段階でその都度各所管課が行うこととする。

（委 員） 滞納対策担当が収集した情報は、すべての課がすべての情報を見ることができるのか。また、調査票の生年月日はどういう形で利用されるのか。

（実施機関） 債権を回収する担当所管課は他課の情報を見られるが、その他の課は見られない。また、調査票の生年月日は、金融機関の調査をする場合に個人を特定するために利用する。

- (委 員) 他課には、担当所管課に滞納情報が提供されたことを知らせるのか。
- (実施機関) 知らせる。その後、担当所管課が他課の分を含めて回収する。
- (委 員) 滞納対策担当は、債権の回収方法について関与しないのか。
- (実施機関) 基本的には、回収方法について指導していく。
- (委 員) 相手方に連絡をする際は、家族にも滞納の事実を話しているのか。
- (実施機関) 本人との関係を慎重に確認した上で、内容を伝えている。
- (委 員) 訴訟になった段階でも、市は分割払いなどの和解に応じているのか。
- (実施機関) 自力執行権のある債権は、訴訟をすることはないので、随時、担当者との話し合いにより応じている。また、自力執行権のない債権についても、和解の勧告や申し入れがあれば話し合いに応じている。
- (事 務 局) 訴訟をする場合は、議会の議決が必要である。その際、議案に和解もあり得る旨を明記して議決を経る。
- (委 員) 給与の差押は慎重に行う必要がある。
- (実施機関) 本人に給与の差押をする旨の文書を送り、その後、勤務先に調査をする。その段階でほとんどの人が納付する。実際に差押をする例は余りない。
- (委 員) 回収の優先順位はあるのか。
- (実施機関) 本人に希望がない場合は、自力執行権がないものから回収し、自力執行権があるものについては税が最後と考えている。基本的な順位は、料金、公課、税である。
- (委 員) 確認だが、滞納対策担当が直接回収することはないのか。
- (実施機関) 直接回収しない。
- (委 員) 2年間に限り、滞納対策担当が存続すると聞いたが。
- (実施機関) そのとおりである。
- (委 員) 滞納対策担当は、各課との調整をするような内部的な課と認識するが、そうすると、担当所管課が他課の分も含めて催告などの行政指導を行うというのは可能か。
- (実施機関) 各課で持っている債権を一本化して催告し、回収した方が市にとって効率的であり、本人にとっても分かりやすいと考えている。
- (委 員) 市営住宅家賃と水道料金の滞納債権があった場合に、その債権が住宅政策課で一本化するとして、催告書は住宅政策課名なのか、連名なのか。
- (実施機関) 市長名を表示する。
- (委 員) 担当部課名は表示するのか。
- (実施機関) 担当課や事務局の表示はする。したがって、市営住宅家賃と水道料金の滞納債権があった場合は、住宅政策課で水道料金と一本化して回収する旨を本人に通知して、その後、実際に回収することとなる。
- (委 員) 担当部課として表示するのは、回収を実際に担当する課のみののか。
- (実施機関) そのとおりである。
- (委 員) 自力執行権のあるものとないものを区別しないと、本人は税金を払ったつもりでも、実際は税金ではなかったということもありえるのではないのか。
- (実施機関) 債権の種類を明示して回収していきたい。また、本人に極力確認をしていきたい。
- (委 員) 滞納処分の例による徴収と一般の民事債権と区別して回収する必要がある

る。

(実施機関) はっきりと区別して回収したい。

(委員) 催告書を市長名で出す以上、その内容は非常に重いものとなる。担当所管課が、債権を全部列挙した文書になるのか。書面の使い方も考える必要がある。

(実施機関) 税関係は、ほとんどが市長名となっている。ただ、市長名で催告する以上は、今後はより慎重に取り扱いたい。

(委員) 本人通知においては、担当所管課に集約して回収する旨を通知することだが、その前段階において、広報よこすかなどで制度の周知はしないのか。

(実施機関) 広報よこすかで滞納者情報を収集し、一本化して回収する旨を広報する。

(委員) 滞納が生じたら、すぐに名寄せされてしまうのか。

(実施機関) すべての滞納を名寄せするのではなく、基準を設けてそれに該当するものを名寄せしていくということである。

(委員) 市民病院の医療費についてだが、滞納額は窓口負担分のみの金額なのか。

(実施機関) 本人の負担分と保険機関から支払われる分には時間差があるため、保険機関分も未納と計上されている。実際の滞納額は、より少ない額である。

(委員) 現場では入院費も払わない人も多いのか。

(実施機関) 救急現場では多いと聞く。これからは、適切に処理していきたい。

(委員) 滞納対策担当に集約される債権は、結局、通常の方法では回収できない債権が持ち込まれるのではないか。そうすると、その先の手段、つまり訴訟や民間委託、債権者代理などの方法は検討しているのか。

(実施機関) 他市の事例では聞いている。ただ、全国的には各所管課ごとに回収している事例が多い。

(委員) 債権を集めて一本化したほうが、より回収できると思う。また、専門知識も要求される。そういった意味では、滞納対策担当というのは必要なのかもしれない。

(委員) 本人が複数の債権を滞納している場合に、支払う意思はあるが、支払うと生活が立ち行かなくなるといえることがあると思う。その際、分納などの指導は滞納対策担当ですか。

(実施機関) 基本的には、滞納対策担当で指導することになる。そこで、執行停止や減免などの相談も受けていく。また、病気がちであったり、収入がないということであれば、紹介できる先があれば紹介し、本人の利益を考えていきたい。

(委員) そういった情報は、元の所管課に戻るのか。

(実施機関) 戻らない。ただし、執行停止をするときなどは状況を把握する必要がある。

(委員) 市の有する債権には消滅時効の短い債権があるが、現状はどう時効を中断させているのか。

(実施機関) 本人から承諾書をもらい、それにより時効が中断する。また、自力執行権のある債権については、差押によって中断する。

(委員) 訴訟費用なども回収しているのか。

- (実施機関) 訴訟を起こせば、訴訟費用もあわせて請求する。ただ、全てを回収できるケースは少ないと思う。
- (委員) 横須賀市の予算額はいくらか。
- (事務局) 一般会計で約1,300億円であり、企業会計等を含めると約3,000億円である。
- (委員) 収納率はどれくらいか。
- (実施機関) 市税は約98%、保育料は約97%である。
- (委員) 確認だが、滞納対策担当は2年間に限り存続することだが、延長することはあり得るのか。
- (実施機関) 2年間の成果をまとめ、その結果、全庁のレベルアップを図ることができ、一本化して回収するほうがよいということであれば、そういう報告を出すこととなる。
- (委員) 諮問内容が非常に重く、また、滞納対策担当の存続期間を考えれば、答申は滞納対策担当が存続する間のみ有効とするのはどうか。
- (実施機関) 組織が変われば方法も変わると思う。個人情報保護の観点からも、その時点で改めて諮問をしたい。
- (委員長) 答申は滞納対策担当が存続する間のみ有効とするほか、審議会の考えは附帯意見に示すこととして、本件については了承するものとしてよろしいか。
- (各委員) (了承)
- (委員長) 答申の作成については委員長に一任いただき、事務局と調整のうえ委員長が作成し、後日各委員に送付することとしてよろしいか。
- (各委員) (了承)

4 その他

- ・次回審議会は、平成20年6月19日(木)午後2時 302会議室にて開催する。

5 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は午前11時30分に会議の閉会を宣した。